

(別紙)

酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金交付要綱
(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
<p>持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱 (22生畜第2426号平成23年4月1日農林水産事務次官依命通知)</p> <p>改正 平成23年8月31日 23生産第4223号 最終改正 平成25年5月16日 25生畜第 159号</p> <p>第1 農林水産大臣は、<u>持続的酪農経営支援事業</u>（<u>持続的酪農経営支援事業実施要綱</u>（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施する事業。以下同じ。）を実施するため、<u>持続的酪農経営支援推進事業実施要綱</u>（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に補助金を交付するものとする。 その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。 (1)～(6) (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 平成23年度から、<u>持続的酪農経営支援事業</u>を実施するものとしており、<u>持続的酪農経営支援事業</u>の実施のための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。</p> <p>(交付の対象経費及び補助率)</p> <p>第3 交付の対象経費及び補助率は以下のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>対象経費</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>持続的酪</td><td>実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行</td><td>定額</td></tr></tbody></table>	区分	対象経費	補助率	持続的酪	実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行	定額	<p>酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金交付要綱 (22生畜第2426号平成23年4月1日農林水産事務次官依命通知)</p> <p>最終改正 平成23年8月31日 23生産第4223号</p> <p>第1 農林水産大臣は、<u>酪農環境負荷軽減支援事業</u>（<u>酪農環境負荷軽減支援事業実施要綱</u>（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施する事業。以下同じ。）を実施するため、<u>酪農環境負荷軽減支援推進事業実施要綱</u>（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に補助金を交付するものとする。 その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。 (1)～(6) (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2 平成23年度から、<u>酪農環境負荷軽減支援事業</u>を実施するものとしており、<u>酪農環境負荷軽減支援事業</u>の実施のための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。</p> <p>(交付の対象経費及び補助率)</p> <p>第3 交付の対象経費及び補助率は以下のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>対象経費</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>酪農環境</td><td>実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行</td><td>定額</td></tr></tbody></table>	区分	対象経費	補助率	酪農環境	実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行	定額
区分	対象経費	補助率											
持続的酪	実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行	定額											
区分	対象経費	補助率											
酪農環境	実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行	定額											

<u>農経営支 援推進事 業</u>	う推進事務に係る経費	
----------------------------	------------	--

(申請手続)

第4

1 (略)

2 事業実施主体は、1の申請書を提出するに当たって、第3の持続的酪農経営支援推進事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（推進事業に要する経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 (略)

第5～第10 (略)

(実績報告)

第11 1～2 (略)

3 第4の2のただし書の適用を受けた事業実施主体は、1の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第3の推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告書において、2の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とする。）について別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等につい

<u>負荷軽減 支援推進 事業</u>	う推進事務に係る経費	
-----------------------------	------------	--

(申請手続)

第4

1 (略)

2 事業実施主体は、1の申請書を提出するに当たって、第3の酪農環境負荷軽減支援推進事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（推進事業に要する経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 (略)

第5～第10 (略)

(実績報告)

第11 1～2 (略)

3 第4の2のただし書の適用を受けた事業実施主体は、1の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第3の推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告書において、2の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とする。）について別記様式第7号により速やかに地方農政局等長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。

て、第12第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告するものとする。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。

第12～第14（略）

別記様式第1号
交付申請書
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第4の1の規定により、平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 〇〇〇円

3 事業の内容及び経費の内訳
(1) 持続的酪農経営支援推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. (主な取り組み)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	
2.		

注：持続的酪農経営支援推進事業実施計画（又は実績）欄の記載は、実施要綱第4に定める別記様式第1号の写しにより代えることができる。

第12～第14（略）

別記様式第1号
交付申請書
(平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第4の1の規定により、平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 〇〇〇円

3 事業の内容及び経費の内訳
(1) 酪農環境負荷軽減支援推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. (主な取り組み)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	
2.		

注：酪農環境負荷軽減支援推進事業実施計画（又は実績）欄の記載は、実施要綱第4に定める別記様式第1号の写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要する経費	備 考		備 考
		補助金	その他	
持続的酪農経営 支援推進事業				
合 計				

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
持続的酪農経営支援推進 事業		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
持続的酪農経営支援推進 事業		
合 計		

6 添付書類

- (1) 推進事業実施計画
- (2) 都道府県協議会規約
- (3) 都道府県協議会業務方法書

別記様式第2号

交付決定通知書
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印
北海道農政事務所長 印
沖繩総合事務所長 印

持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の1に基づき、都道府県協議会長から提出のあった補助金交付申請書については、下記のとおり交付することに決定したので、交付要綱第5の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の交付決定額は、全 〇〇〇円とする。
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとの経費に対する交付決定額とする。
- 4 補助金の額及びに補助金対象経費及びその区分ごとの配分額は、申請書に添付された持続的酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記様式第1号の別紙1の持続的酪農経営支援推進事業実施計画のとおりとする。
- 5 都道府県協議会等の長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付要綱、実施要綱に従わなければならない。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要する経費	備 考		備 考
		補助金	その他	
酪農環境負荷軽減 減支推進事業				
合 計				

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
酪農環境負荷軽減支援推 進事業		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
酪農環境負荷軽減支援推 進事業		
合 計		

6 添付書類

- (1) 推進事業実施計画
- (2) 都道府県協議会規約
- (3) 都道府県協議会業務方法書

別記様式第2号

交付決定通知書
(平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印
北海道農政事務所長 印
沖縄総合事務所長 印

酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の1に基づき、都道府県協議会長から提出のあった補助金交付申請書については、下記のとおり交付することに決定したので、交付要綱第5の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の交付決定額は、全 〇〇〇円とする。
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとの経費に対する交付決定額とする。
- 4 補助金の額及びに補助金対象経費及びその区分ごとの配分額は、申請書に添付された酪農環境負荷軽減支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記様式第1号の別紙1の酪農環境負荷軽減支援推進事業実施計画のとおりとする。
- 5 都道府県協議会等の長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付要綱、実施要綱に従わなければならない。

別記様式第3号

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書
（平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった持続的酪農
経営支援推進事業費補助金について下記の通り変更したいので、持続的酪農経営支援推
進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官
依命通知）第8の1の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合におい
て、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と容易に比較対
照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きす
ること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもので変更があったものに限
り添付すること。

別記様式第4号

事業遅延届
（平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった持続的酪
農経営支援推進事業費補助金に係る事業の遅延について、持続的酪農経営支援推進事
業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通
知）第9の規定に基づき下記の通り報告します。

記

1. 事業担当者名【代表】（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第3号

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書
（平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった酪農環境
負荷軽減支援推進事業費補助金について下記の通り変更したいので、酪農環境負荷軽減支
援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務
次官依命通知）第8の1の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合におい
て、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と容易に比較対
照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きす
ること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもので変更があったものに限
り添付すること。

別記様式第4号

事業遅延届
（平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった酪農環
境負荷軽減支援推進事業費補助金に係る事業の遅延について、酪農環境負荷軽減支
援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依
命通知）第9の規定に基づき下記の通り報告します。

記

1. 事業担当者名【代表】（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第6号

運行状況報告書
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第10の1の規定により、その運行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の運行状況 (〇〇年12月31日)	進捗状況	備考
持続的酪農経営支援 推進事業	円	円	%	

(注) 事業の運行状況の欄には、補助金の交付の決定があった年度の12月31日までに支払った金額を記載すること。

別記様式第6号

実績報告書
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第11の1の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段落とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金領書の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更交付申請書に添付したことから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第6号

運行状況報告書
(平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第10の1の規定により、その運行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の運行状況 (〇〇年12月31日)	進捗状況	備考
酪農環境負荷軽減支 援推進事業	円	円	%	

別記様式第6号

実績報告書
(平成〇〇年度酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、酪農環境負荷軽減支援推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知)第11の1の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段落とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更交付申請書に添付したことから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第7号

消費税相当額報告書
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった事業につ
いて持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第
2426号農林水産事務次官依命通知）第11の3の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

〔注〕記載内容の簡便のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない場合は、すべての権利義務を代行すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・附表2「課税売上割合・控除対象仕入れ額等の計算表」の写し
・3の金額の算定の内訳（人件費に補助金返還を含む場合は、その内訳を簡便できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第9の5第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を算定できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔注〕消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合においては、申告予定額を記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔注〕記載内容の簡便のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない場合は、すべての権利義務を代行すること。
・権利義務者の場合は、補助事業実施年度の終了年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得割）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び得意計算書、売上票を算定できる資料
・繰上戻し金を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（繰上戻し金額）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・補助事業者が消費税法第9の5第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を算定できる資料

別記様式第7号

消費税相当額報告書
(平成〇〇年度酪農環境改善推進事業費補助金)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった事業につ
いて酪農環境改善推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第
2426号農林水産事務次官依命通知）第11の3の規定により、下記のとおり報告す
る。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

別記様式第6号

補助金の額の確定について
(平成〇〇年度産肉豚的産肉豚畜産推進事業補助金)

番 号
年 月 日

都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印
北海道農政事務所長 印
沖縄総合事務局長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった産肉豚的産肉豚畜産推進事業
費補助金実施報告書を審査した結果、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交
付決定した補助金額〇〇〇円については、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭
和三〇年法律第一七九号）第一六条の規定により、金〇〇〇円に確定したので通知する。

別記様式第6号

補助金の額の確定について
(平成〇〇年度産肉豚的産肉豚畜産推進事業補助金)

番 号
年 月 日

都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印
北海道農政事務所長 印
沖縄総合事務局長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった産肉豚的産肉豚畜産推進事業
費補助金実施報告書を審査した結果、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により
交付決定した補助金額〇〇〇円については、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律
（昭和三〇年法律第一七九号）第一六条の規定により、金〇〇〇円に確定したので通知す
る。

附則（平成25年5月16日 25生畜第159号）
この要綱は、平成25年5月16日から施行する。